

【施設基準届出項目等】

当院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生（支）局に届出を行っています。

■二条診療所

・ 歯科初診料の注１に規定する基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた歯科医師及びスタッフが常勤しています。

■六地藏診療所

・ 歯科初診料の注１に規定する基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた歯科医師及びスタッフが常勤しています。

・ 歯科矯正診断料

歯科矯正セファログラム（頭部エックス線規格写真）が行える機器を備えています。歯科矯正の手術を担当する他の医療機関と連携しています。

・ 顎口腔機能診断料

下顎運動検査、歯科矯正セファログラム（頭部エックス線規格写真）及び咀嚼筋筋電図検査が行える機器を備えています。歯科矯正の手術を担当する他の医療機関と連携しています。

かながわ矯正歯科

二条診療所 院長 金川 武市

六地藏診療所 院長 金川 京市